

4月定例教育委員会 付議案件表

◎教育長報告

◎報告事項

番号	案件名	課名
報告第1号	直方市任期付教育職員の任用等に関する要綱の一部を改正する庁達について	学校教育課
報告第2号	直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	こども育成課
報告第3号	直方市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の一部を改正する告示について	こども育成課
報告第4号	直方市一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）補助金交付要綱の一部を改正する告示について	こども育成課
報告第5号	直方市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について	こども育成課
報告第6号	直方市多子世帯の幼稚園保育料補助金交付要綱の一部を改正する告示について	こども育成課
報告第7号	直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について	こども育成課
報告第8号	直方市病児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について	こども育成課
報告第9号	直方市病児保育事業(共同分)実施要綱の一部を改正する告示について	こども育成課
報告第10号	直方市病児保育利用料無償化事業補助金交付要綱の制定について	こども育成課

(追加)

報告第11号	令和5年度直方市立小中学校管理職等人事について	学校教育課
--------	-------------------------	-------

◎その他

- ・5月行事について（学校教育課 当日配布）
- ・会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和5年3月15日～令和5年4月11日

3月	15	水	小学校卒業式（西、新入、上頓野、下境、中泉） 学校訪問（北、南、福地、感田）
	16	木	
	17	金	直方市第2回徹底反復学習研修会 学校訪問（西、新入、植木、下境）
	18	土	
	19	日	
	20	月	DX推進本部（令和4年度第5回）、行政改革推進本部（令和4年度第3回）
	21	火	
	22	水	
	23	木	市長表敬訪問同席
	24	金	定例教育長会
	25	土	
	26	日	
	27	月	
	28	火	
	29	水	文化財専門委員会
	30	木	市長表敬訪問同席
	31	金	臨時校長会議、退職者辞令交付式、新任管理職等辞令交付式（北九州教育事務所）、新任管理職及び転入者辞令交付・服務宣誓式
4月	1	土	ここっちゃん開業記念式典
	2	日	
	3	月	新規採用教職員辞令交付式、臨時校長会議、 一般職員辞令交付・服務宣誓式、北九州教育事務所訪問
	4	火	定例校長会議
	5	水	
	6	木	
	7	金	
	8	土	
	9	日	
	10	月	
	11	火	定例教育委員会

教育委員会行事予定

令和5年4月12日～令和5年5月9日

4月

12	水	
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	
17	月	定例教育長会
18	火	初任者研修開講式（直方市） 全国学力学習状況調査
19	水	
20	木	
21	金	
22	土	
23	日	
24	月	福岡県市町村教育委員会教育長会議 福岡県市町村教育委員会連絡協議会総会
25	火	第五地区教科用図書採択協議会
26	水	
27	木	
28	金	
29	土	
30	日	
1	月	
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	定例教育委員会

報告第1号

直方市任期付教育職員の任用等に関する要綱の一部を改正する庁達

直方市任期付教育職員の任用等に関する要綱（平成24年直方市教育委員会庁達第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「小学校第2学年、第3学年及び第4学年において、35人学級を編制した際に学級数が増となる」を「指導方法工夫改善加配の配置がない」に改め、同項ただし書を削る。

第5条中「直方市職員の退職に関する条例」を「直方市職員の退職手当に関する条例」に改める。

附 則

この庁達は、令和5年4月1日から施行する。

直方市任期付教育職員の任用等に関する要綱の一部を改正する教育委員会庁達 新旧対照表

新	旧
(任用基準) 第2条 任期付教育職員は、<u>指導方法工夫改善加配の配置がない</u> <u>小学校に</u> 配置するものとする。 2 省略 (退職手当) 第5条 退職手当は、<u>直方市職員の退職手当に関する条例</u>(昭和59年直方市条例第33号)の規定を適用して支給する。	(任用基準) 第2条 任期付教育職員は、<u>小学校第2学年、第3学年及び第4学年</u> <u>において、35人学級を編制した際に学級数が増となる小学校に</u> 配置するものとする。<u>ただし、学級編制については3月25日の見込みによるものとする。</u> 2 省略 (退職手当) 第5条 退職手当は、<u>直方市職員の退職に関する条例</u> (昭和59年直方市条例第33号)の規定を適用して支給する。

報告第2号

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成27年直方市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

直方北学童クラブB	直方市日吉町7番1号 直方市立直方北小学校敷地内
-----------	--------------------------

」を「

直方北学童クラブB	直方市日吉町7番1号 直方市立直方北小学校敷地内
直方北学童クラブC	直方市日吉町7番1号 直方市立直方北小学校敷地内

」に改める。

様式第3号を次のように改める。

学童クラブ入所申込書兼児童台帳

年 月 日

直 方 市 長 様

保護者氏名 ※自署

学童クラブへの入所について、下記のとおり申し込みます。
学童クラブの運営に必要な場合は、この申込書及び添付書類に記載されている事項を学校関係及び市が契約する運営委託事業者に対し情報提供すること、および、市が保育料の算定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報(生活保護受給の有無含む。)を閲覧又は確認することに同意します。
また、同時に保育園の入園申し込みをしている場合において、就労証明書等は保育園の入園申し込み用に提出しているものと相違ないため、添付を省略します。

入所希望学童クラブ名	入所区分	入所年月	利用状況(該当するところに☑してください)		
学童クラブ ()※記入不要	新規・継続	年 月 日から 年 月 日まで	定期的な習い事や塾等があり、常態として学童クラブを早退又は欠席する日がありますか？(予定含む)		
希望曜日(学童クラブを利用したい曜日に☑してください)			□なし	□あり (週1~2日)	□あり (週3日以上)
□月 □火 □水 □木 □金 □土					

フリガナ		性別	生年月日	年 月 日	
児童氏名		男・女	学 年	年生	※新年度の申し込みは、4月からの学年を記入
住所	直方市				

世帯員の状況 (申込児童以外の同居の世帯員を記入してください。)

フリガナ 氏名	続柄	性別	生年月日	勤務先・学校・保育園等	勤務時間
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで
		男・女	昭和 平成 年 月 日		: から : まで

緊急時の連絡先		
母の連絡先(携帯・職場)	父の連絡先(携帯・職場)	その他()の連絡先
- -	- -	- -

申込み理由(該当する理由に☑してください)

☐ 就労のため	☐ 妊娠・出産のため	☐ 疾病・負傷・障がいのため
☐ 介護・看護のため	☐ 在学のため	☐ その他

児童の健康状態について	障がい の有無	有・無	アレルギー の有無	有・無	その他、 特別な対応が 必要なこと	有・無
保育園・幼稚園での就労証明書の提出有無				有・無		

※職員記載欄：長期休暇のみ(夏・冬・春)

※長期休暇のみの利用は、3年間学童クラブに在籍経験があり、定員に余裕があつて支援員が対応可能な場合のみ認められます。
※保育料は月額です。学童クラブに在所している場合は、1ヵ月分の保育料がかかります。
※既に学童を利用している児童でも、入所基準により新年度は利用できない場合があります。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新		旧	
(名称等)		(名称等)	
第2条 放課後児童健全育成事業所(以下「学童クラブ」という。)		第2条 放課後児童健全育成事業所(以下「学童クラブ」という。)	
は、次の表のとおり設置する。		は、次の表のとおり設置する。	
名称	設置場所	名称	設置場所
感田学童クラブA	直方市大字感田1160番地 直方市立感田小学校敷地内	感田学童クラブA	直方市大字感田1160番地 直方市立感田小学校敷地内
感田学童クラブB	直方市大字感田1160番地 直方市立感田小学校敷地内	感田学童クラブB	直方市大字感田1160番地 直方市立感田小学校敷地内
感田学童クラブC	直方市大字感田1160番地 直方市立感田小学校敷地内	感田学童クラブC	直方市大字感田1160番地 直方市立感田小学校敷地内
感田学童クラブD	直方市大字感田1160番地 直方市立感田小学校敷地内	感田学童クラブD	直方市大字感田1160番地 直方市立感田小学校敷地内
下境学童クラブA	直方市大字下境1820番地 直方市立下境小学校敷地内	下境学童クラブA	直方市大字下境1820番地 直方市立下境小学校敷地内
下境学童クラブB	直方市大字下境1820番地 直方市立下境小学校敷地内	下境学童クラブB	直方市大字下境1820番地 直方市立下境小学校敷地内
新入学童クラブA	直方市大字上新入2081番地 直方市立新入小学校敷地内	新入学童クラブA	直方市大字上新入2081番地 直方市立新入小学校敷地内
新入学童クラブB	直方市大字上新入2081番地 直方市立新入小学校敷地内	新入学童クラブB	直方市大字上新入2081番地 直方市立新入小学校敷地内
直方東学童クラブA	直方市大字頓野2095番地1 直方市立直方東小学校敷地内	直方東学童クラブA	直方市大字頓野2095番地1 直方市立直方東小学校敷地内
直方東学童クラブB	直方市大字頓野2095番地1 直方市立直方東小学校敷地内	直方東学童クラブB	直方市大字頓野2095番地1 直方市立直方東小学校敷地内

植木学童クラブA	直方市大字植木3207番地 直方市立植木小学校敷地内	植木学童クラブA	直方市大字植木3207番地 直方市立植木小学校敷地内
植木学童クラブB	直方市大字植木3207番地 直方市立植木小学校敷地内	植木学童クラブB	直方市大字植木3207番地 直方市立植木小学校敷地内
上頓野学童クラブA	直方市大字上頓野2510番地 直方市立上頓野小学校敷地内	上頓野学童クラブA	直方市大字上頓野2510番地 直方市立上頓野小学校敷地内
上頓野学童クラブB	直方市大字上頓野2510番地 直方市立上頓野小学校敷地内	上頓野学童クラブB	直方市大字上頓野2510番地 直方市立上頓野小学校敷地内
直方西学童クラブ	直方市大字山部666番地 直方市立直方西小学校敷地内	直方西学童クラブ	直方市大字山部666番地 直方市立直方西小学校敷地内
直方北学童クラブA	直方市日吉町7番1号 直方市立直方北小学校敷地内	直方北学童クラブA	直方市日吉町7番1号 直方市立直方北小学校敷地内
直方北学童クラブB	直方市日吉町7番1号 直方市立直方北小学校敷地内	直方北学童クラブB	直方市日吉町7番1号 直方市立直方北小学校敷地内
直方北学童クラブC	直方市日吉町7番1号 直方市立直方北小学校敷地内	中泉学童クラブ	直方市大字中泉848番地3 直方市立中泉小学校敷地内
中泉学童クラブ	直方市大字中泉848番地3 直方市立中泉小学校敷地内	福地学童クラブ	直方市大字永満寺2427番地 直方市立福地小学校敷地内
福地学童クラブ	直方市大字永満寺2427番地 直方市立福地小学校敷地内	直方南学童クラブ	直方市新町三丁目3番55号 直方市立直方南小学校敷地内
直方南学童クラブ	直方市新町三丁目3番55号 直方市立直方南小学校敷地内		
様式第3号(第8条関係)		様式第3号(第8条関係)	
		省略	

報告第3号

直方市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の一部を改正する告示

直方市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱（平成29年直方市告示第120号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

直方市一時預かり事業(幼稚園型)補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
附 則 2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。	附 則 2 この告示は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。

報告第4号

直方市一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）補助金交付要綱の一部を改正する告示

直方市一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）補助金交付要綱（令和2年直方市告示第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法第19条の第1項第3号」を「法第19条第1項第3号」に、「法20条第1項」を「法第20条第1項」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

直方市一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
(対象者) 第3条 対象者は、本市に住所を有する満3歳未満児で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) <u>法第19条第1項第3号</u>の支給要件を満たし、<u>法第20条第1項</u>による市の認定を受けた者 (2)・(3) 省略 附 則 2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。	(対象者) 第3条 対象者は、本市に住所を有する満3歳未満児で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) <u>法第19条の第1項第3号</u>の支給要件を満たし、<u>法20条第1項</u>による市の認定を受けた者 (2)・(3) 省略 附 則 2 この告示は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。

報告第5号

直方市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

直方市延長保育事業補助金交付要綱（平成29年直方市告示第123号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

直方市延長保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
附 則 2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。	附 則 2 この告示は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。

報告第6号

直方市多子世帯の幼稚園保育料補助金交付要綱の一部を改正する告示

直方市多子世帯の幼稚園保育料補助金交付要綱（令和2年直方市告示第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

直方市多子世帯の幼稚園保育料補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
附 則 2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。	附 則 2 この告示は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。

報告第7号

直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱（令和2年直方市告示第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号カを削る。

第5条第1項中「12万円」を「18万円」に改め、同条第2項中「1万円」を「1万5千円」に改める。

第8条中「前条第1項」を「前条」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

直方市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 省略 (4) 奨学金 保育士が指定保育士養成施設の就学又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、保育士本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 イ 都道府県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付金制度 ウ 一般財団法人あしなが育英会奨学金 エ 公益財団法人交通遺児育英会奨学金 オ 全国社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度における教育支援資金 (削る) (補助金の額等) 第5条 補助金の額は、補助を受けようとする者が、申請を行う年度において返済した奨学金の額と<u>18万円</u>のいずれか低い額を上限とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。この場合において、千円未満は切り捨てるものとする。 2 奨学金の返済を分割で行う者にあつては、申請を行う年度に返済した奨学金の額に基づき、1月相当に換算した額(以下「補助基準額」という。)について、1月あたり<u>1万5千円</u>を上限とする。	(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 省略 (4) 奨学金 保育士が指定保育士養成施設の就学又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、保育士本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 イ 都道府県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付金制度 ウ 一般財団法人あしなが育英会奨学金 エ 公益財団法人交通遺児育英会奨学金 オ 全国社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度における教育支援資金 <u>カ その他市長が認めるもの</u> (補助金の額等) 第5条 補助金の額は、補助を受けようとする者が、申請を行う年度において返済した奨学金の額と<u>12万円</u>のいずれか低い額を上限とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。この場合において、千円未満は切り捨てるものとする。 2 奨学金の返済を分割で行う者にあつては、申請を行う年度に返済した奨学金の額に基づき、1月相当に換算した額(以下「補助基準額」という。)について、1月あたり<u>1万円</u>を上限とする。

(交付の条件)

第8条 前条____の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定を受けた年度から翌々年度末まで同一の保育施設等に勤務する(雇用主が同一である市内の他の保育施設等への人事異動を含む。)ことを条件とする。

附 則

2 この告示は、令和8年3月31日限りその効力を失う。

(交付の条件)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定を受けた年度から翌々年度末まで同一の保育施設等に勤務する(雇用主が同一である市内の他の保育施設等への人事異動を含む。)ことを条件とする。

附 則

2 この告示は、令和5年3月31日限りその効力を失う。

報告第8号

直方市病児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

直方市病児保育事業補助金交付要綱（平成29年直方市告示第122号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「となる者」の次に「（以下「対象児童」という。）」を加え、「であり、かつ、」を「のうち」に、「もしくは」を「又は」に改める。

第6条の見出し中「利用者負担」を「利用料」に改め、同条中「次の表に掲げる利用者負担金」を「利用料として対象児童1人当たり日額2,000円を徴収することができる。ただし、利用料は、国、県、市の補助金等により当該利用料に対する助成がある場合は、その助成の額を減じた額を利用料として」に改め、同条の表を削る。

第9条第1項中「第16条第1項ただし書き」を「第16条第1項ただし書」に改め、同条第2項中「すでに」を「既に」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

直方市病児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧														
(補助対象児童) 第3条 補助金の対象となる者(以下「対象児童」という。)は、直方市に居住する乳幼児又は児童(以下「児童等」という。)のうち 保護者の就労又は 疾病等により、家庭で保育を受けることが困難になった者で次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2) 省略 (利用料) 第6条 病児保育事業を実施する事業者は、病児保育事業の対象者の保護者から利用料として対象児童1人当たり日額2,000円を徴収することができる。ただし、利用料は、国、県、市の補助金等により当該利用料に対する助成がある場合は、その助成の額を減じた額を利用料としてを徴収することができる。 (削る) (補助金の交付時期)	(補助対象児童) 第3条 補助金の対象となる者 は、直方市に居住する乳幼児又は児童(以下「児童等」という。)であり、かつ、保護者の就労もしくは疾病等により、家庭で保育を受けることが困難になった者で次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2) 省略 (利用者負担) 第6条 病児保育事業を実施する事業者は、病児保育事業の対象者の保護者から 次の表に掲げる利用者負担金 を徴収することができる。 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">利用者負担金(日額)</th></tr><tr><th>1人目</th><th>2人目以降</th></tr><tr><td>1 生活保護世帯(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。)</td><td>500円</td><td>0円</td></tr><tr><td>2 市町村民税非課税世帯(上記1の世帯を除く。)</td><td>1,000円</td><td>500円</td></tr><tr><td>3 上記1及び2を除いたその他の世帯</td><td>2,000円</td><td>1,000円</td></tr></table> (補助金の交付時期)	区分	利用者負担金(日額)		1人目	2人目以降	1 生活保護世帯(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。)	500円	0円	2 市町村民税非課税世帯(上記1の世帯を除く。)	1,000円	500円	3 上記1及び2を除いたその他の世帯	2,000円	1,000円
区分	利用者負担金(日額)														
	1人目	2人目以降													
1 生活保護世帯(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。)	500円	0円													
2 市町村民税非課税世帯(上記1の世帯を除く。)	1,000円	500円													
3 上記1及び2を除いたその他の世帯	2,000円	1,000円													

第9条 市長は、規則第16条第1項ただし書<u> </u>の規定により、補助金を概算払により交付できるものとする。 2 市長は、補助対象事業の完了後、確定した額が<u>既に</u> 交付した額を超えるときは、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは、その満たない額の返還を求めなければならない。 附 則 2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。	第9条 市長は、規則第16条第1項ただし書きの規定により、補助金を概算払により交付できるものとする。 2 市長は、補助対象事業の完了後、確定した額が<u>すでに</u>交付した額を超えるときは、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは、その満たない額の返還を求めなければならない。 附 則 2 この告示は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。
--	--

報告第9号

直方市病児保育事業（共同分）実施要綱の一部を改正する告示

直方市病児保育事業（共同分）実施要綱（平成27年直方市告示第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「複数の市町」の次に「（以下「関係市町」という。）」を加える。

第3条各号列記以外の部分中「となる者」の次に「（以下「対象児童」という。）」を加え、「であり、かつ、」を「のうち」に、「もしくは」を「又は」に改める。

第4条第1項中「様式第1号。」を削り、同条第4項中「市長」を「幹事首長」に改める。

第5条第1項中「様式第2号。」を削り、同条第2項中「（様式第3号）」を削る。

第9条の見出し中「費用の負担」を「利用料等」に改め、同条第1項中「事業に係る費用の一部（以下「利用者負担金」という。）を負担するものとし、」を「利用料として対象児童1人当たり日額2,000円を、延長保育を利用する場合は、延長保育料として対象児童1人当たり日額200円を」に改め、「する。」の次に「ただし、利用料は、国、県、関係市町の補助金等により当該利用料に対する助成がある場合は、その助成の額の範囲内において登録保護者が支払うべき利用料を減免するものとする。」を加え、同項各号を削り、同条第2項中「実施施設における」を「登録保護者は、前項の利用料及び延長保育料とは別に、事業の利用期間中に実施施設において要する」に、「は、登録保護者が負担するものとする」を「を」に改める。

第11条第1項中「（様式第4号）」を削り、同条第2項中「（様式第5号）」を削る。

別表を削る。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

直方市病児保育事業(共同分)実施要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
(事業内容)	(事業内容)
第2条 省略	第2条 省略
2 病児保育事業(共同分)は、複数の市町 <u>(以下「関係市町」という。)</u> で協定を締結した上で共同して実施するものとし、関係市町から代表幹事市町を選出し、当該代表幹事市町が事業の指揮監督を行うものとする。	2 病児保育事業(共同分)は、複数の市町_____で協定を締結した上で共同して実施するものとし、関係市町から代表幹事市町を選出し、当該代表幹事市町が事業の指揮監督を行うものとする。
3 省略	3 省略
(対象児童)	(対象児童)
第3条 事業の対象となる者 <u>(以下「対象児童」という。)</u> は、直方市に居住する児童等のうち_____保護者の就労又は____疾病等により、家庭で保育を受けることが困難になった者で次の各号のいずれかに該当するものとする。	第3条 事業の対象となる者_____は、直方市に居住する児童等であり、かつ、 <u>保護者の就労もしくは疾病</u> 等により、家庭で保育を受けることが困難になった者で次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略
(事前登録等)	(事前登録等)
第4条 事業の利用を希望する児童等の保護者は、毎年度、あらかじめ病児保育事業利用者登録書兼変更届出書(_____以下「登録書」という。)を病児保育事業(共同分)を実施する施設の長(以下「施設長」という。)に提出し、登録を受けけるものとする。	第4条 事業の利用を希望する児童等の保護者は、毎年度、あらかじめ病児保育事業利用者登録書兼変更届出書(<u>様式第1号</u> 。以下「登録書」という。)を病児保育事業(共同分)を実施する施設の長(以下「施設長」という。)に提出し、登録を受けけるものとする。
2・3 省略	2・3 省略
4 施設長は、前項の規定により登録内容の変更された登録書の提出を受けた場合は、 <u>幹事首長</u> に登録書の写しを送付するものとする。	4 施設長は、前項の規定により登録内容の変更された登録書の提出を受けた場合は、 <u>市長</u> に登録書の写しを送付するものとする。

(利用申込等)

第5条 登録保護者は、事業を利用しようとするときは、原則として利用日前日の午後6時までに実施施設に病児保育事業(共同分)利用申請書(_____以下「申請書」という。)を提出するものとする。ただし、利用定員に空きがあり、事業の運営に支障がないと施設長が認めるときは、登録保護者は、利用希望日の当日においても、利用の申込みを行うことができるものとする。

2 登録保護者は、第8条の規定により登録した児童等(以下「登録児童」という。)に主治医等による診察を受けさせ、その結果を記載した病児保育事業(共同分)利用に関する診断書_____を、申請書に添えて施設長に提出しなければならない。

(利用料等)

第9条 登録保護者は、事業を利用する場合は、利用料として対象児童1人当たり日額2,000円を、延長保育を利用する場合は、延長保育料として対象児童1人当たり日額200円を施設長に対し直接支払うものとする。ただし、利用料は、国、県、関係市町の補助金等により当該利用料に対する助成がある場合は、その助成の額の範囲内において登録保護者が支払うべき利用料を減免するものとする。

(削る)

(削る)

2 登録保護者は、前項の利用料及び延長保育料とは別に、事業の利用期間中に実施施設において要する飲食費、医療費等を実施施設に対し直接支払うものとする。

(実施報告等)

(利用申込等)

第5条 登録保護者は、事業を利用しようとするときは、原則として利用日前日の午後6時までに実施施設に病児保育事業(共同分)利用申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)を提出するものとする。ただし、利用定員に空きがあり、事業の運営に支障がないと施設長が認めるときは、登録保護者は、利用希望日の当日においても、利用の申込みを行うことができるものとする。

2 登録保護者は、第8条の規定により登録した児童等(以下「登録児童」という。)に主治医等による診察を受けさせ、その結果を記載した病児保育事業(共同分)利用に関する診断書(様式第3号)を、申請書に添えて施設長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第9条 登録保護者は、事業を利用する場合は、事業に係る費用の一部(以下「利用者負担金」という。)を負担するものとし、
_____施設長に対し直接支払うものとする。_____

(1) 利用者負担金の額は、別表に定める額とする。

(2) 同一の日に同一世帯において2人以上の児童等が利用する場合は、2人目以降の利用者負担金は2分の1の額とする。

2 実施施設における
_____飲食費、医療費等は、登録保護者が負担するものとする。_____

(実施報告等)

第11条 施設長は、毎月の事業の実施状況について、病児保育事業(共同分)実施報告書_____により、翌月10日までに幹事首長に報告しなければならない。

2 施設長は、毎年度の事業実績を、事業実施年度の翌年度の4月10日までに、病児保育事業(共同分)実績報告書_____により幹事首長に報告しなければならない。

(削る)

第11条 施設長は、毎月の事業の実施状況について、病児保育事業(共同分)実施報告書(様式第4号)により、翌月10日までに幹事首長に報告しなければならない。

2 施設長は、毎年度の事業実績を、事業実施年度の翌年度の4月10日までに、病児保育事業(共同分)実績報告書(様式第5号)により幹事首長に報告しなければならない。

別表

区分	利用者負担金		
	1人目	2人目以降	延長保育 (1人につき)
生活保護世帯(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。)	500円	0円	200円
市町村民税非課税世帯(上記世帯を除く。)	1,000円	500円	200円
その他の世帯	2,000円	1,000円	200円

様式第1号(第4条関係)

省略

様式第2号(第5条関係)

省略

様式第3号(第5条関係)

省略

様式第4号(第11条関係)

省略

様式第5号(第11条関係)

省略

直方市病児保育利用料無償化事業補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 市長は、病児保育施設を利用する保護者の経済的負担を軽減することにより、子育て世帯に対する支援の充実を図るため、病児保育施設の利用に要する費用について、直方市病児保育利用料無償化事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 病児保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項の規定に基づく病児保育事業をいう。
- (2) 病児保育施設 直方市が「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」に基づき、委託等を行っている施設をいう。
- (3) 利用者 病児保育施設を利用する児童の保護者のうち、その利用日において、直方市内に住所を有するものをいう。
- (4) 対象児童 病児保育施設を利用する児童のうち、その利用日において、直方市内に住所を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、市内の病児保育施設の設置者（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の第1欄に定める額に対象児童数を乗じた額に第3欄に定める補助率を乗じた額と、第2欄に定める額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定する。

(申請手続)

第5条 補助対象者は、様式第1号に必要な書類を添えて、別に定める期日までに

市長に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

第6条 補助対象者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める期日までに市長に提出して行うものとする。

（決定の通知）

第7条 市長は、第5条又は前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第2号により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第8条 市長は、規則第16条第1項ただし書の規定により、補助金を概算払により交付できるものとする。

2 市長は、補助対象事業の完了後、確定した額が既に交付した額を超えるときは、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは、その満たない額の返還を求めなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、様式第3号に必要な書類を添えて、別に定める期日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、補助対象事業の完了後、確定した額が既に交付した額を超えるときは、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは、その満たない額の返還を求めなければならない。

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、様式第4号により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助金の額が確定した場合は、様式第5号により市長に請求しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
病児保育事業の利用者の 児童1日当たり2,000円	病児保育の利用料（昼食 代、おやつ代などを除く。） として、病児保育施設が利 用料の徴収を免除又は軽 減した額を控除した額	10/10

年 月 日

直方市長 様

申請者 所在地
名称
代表者氏名

直方市病児保育利用料無償化事業補助金交付申請書

直方市病児保育事業の実施にともない補助金の交付を受けたいので、直方市病児保育利用料無償化事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
直方市病児保育利用料無償化事業
- 2 補助対象事業の期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 交付を受けようとする補助金の額
金 円
- 4 添付書類

直方市病児保育利用料無償化事業補助金交付決定通知書

様

年 月 日

直方市長

年 月 日付けで申請のありました直方市病児保育利用料無償化事業補助金について、直方市病児保育利用料無償化事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

事業名	直方市病児保育利用料無償化事業
補助対象事業の期間	年 月 日 から 年 月 日 ま で
補助対象経費	円
補助金の額	円
摘要	

年 月 日

直方市長 様

申請者 所在地
名称
代表者氏名

直方市病児保育利用料無償化事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付の決定を受けた直方市病児保育利用料無償化事業補助金の実績について、直方市病児保育利用料無償化事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業名

直方市病児保育利用料無償化事業

2 補助対象事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 補助金の額

交付決定額 金 円

精 算 額 金 円

不 用 額 金 円

4 添付書類

年 月 日

様

直方市長

直方市病児保育利用料無償化事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで交付決定通知をした直方市病児保育利用料無償化事業補助金について、交付額の確定をしたので、直方市病児保育利用料無償化事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

年 月 日

直方市長 様

申請者 所在地
名称
代表者氏名

直方市病児保育利用料無償化事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付額確定通知のあった補助金について、直方市病児保育
利用料無償化事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円
交付確定額 円
概算払済額 円

2 振込先

金融機関名	
本・支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

報告第11号

令和5年度直方市立小中学校管理職等人事について

1 管理職人事

※ 教務主任

	校 長	教 頭	主幹教諭(教務担当)
直方南小学校	今川 恵子(留)	高上 まみ(留)	※川原 敏浩(新)
直方北小学校	藤瀬 正朋(留)	吉村 秀夫(留)	藤村 恭子(動)
直方西小学校	山野 直樹(動)	広瀬 京子(動)	※河内 祐子(留)
新入小学校	塩田 昌伸(留)	木崎 智巳(動)	稲光 清美(動)
感田小学校	下元 操(留)	村上 善道(留)	田中 拓郎(留)
上頓野小学校	石丸 直哉(動)	樫山 文香(留)	佐藤 友弥(新)
下境小学校	塩田 朋久(留)	富原 真弓美(留)	榎本 美江(動)
福地小学校	戸田 哲児(新)	池森 寿実枝(留)	小池 純子(新)
中泉小学校	氏本射須身(留)	長橋 由香(留)	野田 藍子(留)
植木小学校	一木 正展(留)	堀 衣世(留)	福川 桜子(留)
直方東小学校	吉松 久仁(留)	古賀 浩孝(新)	佐藤 奈緒子(動)
直方第一中学校	大塚 泰信(留)	堀 憲文(新)	池田 歌織(留)
直方第二中学校	川原 国章(留)	村井 政文(留)	奥 恒政(留)
直方第三中学校	坂田 幸則(新)	山下 浩昭(留)	田中 智(留)
植木中学校	鬼塚 正栄(留)	矢野佳代子(留)	村上 真弓(留)

2 市外・行政への管理職等転出

教育委員会	学校教育課長	石松 敏幸(新)	上頓野小学校より
教育委員会	指導主事	中島 晋作(新)	直方北小学校より

3 市外・行政からの管理職等転入

直方東小学校	教頭	古賀 浩孝(新)	直方市教委 指導主事より
直方第一中学校	教頭	堀 憲文(新)	北九州教育事務所 指導主事より

4 市教委事務局人事

学校教育課長	石松 敏幸(新)	新 任(上頓野小学校より)
管理主事	林 教司(留)	留 任
主任指導主事	井手上大輔(留)	留 任
指導主事	中島 晋作(新)	新任(直方北小学校より)

5 行政機関、付属学校等人事

国立夜須須高原青少年自然の家 所長	松井 和彦(留)	留 任
福岡教育センター主任指導主事	濱田 敦子(留)	留 任
北九州教育事務所社会教育主事	矢野 利隆(留)	下境小学校(籍)
北九州教育事務所社会教育主事	野田 祐希(新)	新任(少年自然の家「玄海の家」より)
福岡教育大学付属小倉小学校	小島 令督(新)	直方東小学校(籍)
少年自然の家「玄海の家」	毛利 幸彦(新)	直方北小学校より
国立諫早青少年自然の家	小野 栄策(留)	留 任

6 一般人事について

○ 同一校在籍6年以上、新採3年以上を対象としたが、学校の状況、中学校の教科等で対象者全員の異動はできなかった。

	小学校	中学校	計
6年以上の異動者	9	2	13
6年未満の異動者	13	5	21
新採3年目途	14	5	14
		計	48

7 退職者について(管理職を含む・再任用後の退職者含まない)

	男	女	計
小学校	4	5	9
中学校	3	0	3
計	7	5	12

定年(7)、早期(1)、普通(4)

8 市外との転出入(管理職は含まない)

<市外へ転出>

	男	女	計
小学校	0	0	0
中学校	1	0	1

<市外から転入>

	男	女	計
小学校	0	1	1
中学校	0	1	1

9 年度別新規採用者数 ※()は教諭以外の採用数(内数)

採用年度	H.29	H.30	R.1	R.2	R.3	R.4	R.5
新採教職員数	27(3)	30(3)	12(2)	27(2)	23(1)	20	23
	養・栄・事	養・事	養・事	養	養		栄

10 学級数について【+数は特別支援学級】

	R.4	R.5		R.4	R.5		R.4	R.5
直南小	6+2	6+1	下境小	9+4	10+4	直一中	8+2	7+2
直北小	12+3	12+3	福地小	6+2	6+2	直二中	18+5	18+5
直西小	6+2	6+2	中泉小	6+2	6+2	直三中	9+2	10+3
新入小	12+4	12+5	植木小	10+3	11+4	植木中	6+2	6+2
感田小	19+6	18+7	直東小	11+4	9+5			
上頓小	18+4	18+5	小学計	151	154	中学計	52	53

11 異動件数(管理職を含む。退職者は除く。)

年度	H.29	H.30	R.1	R.2	R.3	R.4	R.5
異動件数	48	59	58	52	58	50	51

12 教職員平均年齢(講師を除く)

	男(R.4)	男(R.5)	女(R.4)	女(R.5)
小学校	42.0	41.5	37.0	36.3
中学校	43.0	42.3	40.2	40.8

教職員数(講師を除く)

	男(R4)	男(R5)	女(R4)	女(R5)	計(R4)	計(R5)
小学校	84	87	134	144	218	231
中学校	49	52	51	50	100	102
合計	133	139	185	194	318	333

※ 5月1日の調査後記入